

監査公表第7号

監査結果に基づく措置について

令和4年1月14日付監査報告第14号の監査結果報告に基づき、大牟田市長から措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法第199条第14項の規定により、その結果を公表します。

令和4年9月13日

大牟田市監査委員 中原修作
同 平山伸二

都 総 第 2 0 6 号
令和 4 年 9 月 9 日

大牟田市監査委員 中原 修作 殿
同 平山 伸二 殿

大牟田市長 関 好 孝
(都 市 整 備 部)

監査結果に基づく措置について

令和 4 年 1 月 1 4 日付監査報告第 1 4 号で報告がありました個別指摘事項について、次のとおり措置しますのでお知らせいたします。

【個別指摘事項】

1 公園使用料

(都市計画・公園課)

宮浦公園墓地の占用許可について、「都市公園占用許可申請書」により申請を受け、公園使用料を徴収している事例があった。宮浦公園墓地については、大牟田市墓園条例施行規則に規定する「墓園内土地使用許可申請書」により申請を受け、墓園敷地使用料を徴収すべきである。

条例等に沿った適正な使用料の徴収を行われたい。

【措 置】

公園墓地の使用料は、墓園敷地使用料にて徴収することとしています。ご指摘のとおり、宮浦公園墓地につきましては、本来であれば、墓園内土地使用許可申請書を使用し、墓園敷地使用料を徴収すべきところ、受付時における申請書様式の配付誤りや調定時における収入費目の確認不足等により、誤った処理をしてしまいました。

今後は、徴収事務の根拠となる条例等の規定を十分に認識し、申請書様式や収入費目の錯誤が起らないよう、担当内で情報共有し、確認作業の改善を図りながら、適正な事務処理に努めます。

2 道路占用料

(土木管理課)

平成 30 年度に実施した定期監査において、平成 29 年 12 月に道路占用料徴収条例の一部改正が行われた際に条例第 2 条第 2 項の改正漏れが 2 か所あるため、次回条例改正の際に改正を行うよう指導していた。

しかしながら、令和元年 6 月に条例を改正したにもかかわらず、この誤った 2 か所の改正は行われていなかった。道路占用料徴収条例は、占用料徴収事務の根幹をなすものであることから、誤った状態を解消するためにも速やかに条例の改正を行われたい。

【措置】

令和4年6月議会において、大牟田市道路占用料徴収条例の一部を改正し、規定の整備を図りました。

※令和4年度大牟田市議会第1回定例会（6月24日）の本会議において議決され、6月29日に公布されました。

3 市営住宅駐車場使用料

（建築住宅課）

（1）自動車保管場所使用承諾の証明手数料について

大牟田市営住宅条例第69条では、市長は、自動車の保管場所を確保していることを証する書面を交付したときは、自動車保管場所使用承諾の証明手数料300円を徴収することになっているが、現在は、指定管理者名で保管場所使用承諾証明書が発行され、証明手数料が徴収されていない。承諾証明書は保管場所の所有者又は委託を受けた管理者の責任において発行することになっているが、あくまで保管場所としての使用を承諾している者は市であり、何の定めもないまま指定管理者名での発行は不適切である。

（2）市営住宅駐車場使用料の事務処理について

大牟田市営住宅駐車場設置要綱（以下「要綱」という。）に沿った事務処理がなされていない、以下のような事例が見受けられた。

- ・要綱に基づいて自動車車検証の写しを添付する旨の記載があるが、要綱には申請書以外の書類を提出する定めはなく、申請書の様式も定められていない。
- ・使用者に交付する許可書等の名称が要綱と違っていた。
- ・要綱第7条では、届出事項に変更があったときは、直ちに市営住宅駐車場使用変更届を提出しなければならないと規定されているが、変更届の様式も定めておらず、また、要綱どおりの運用もされていない。

事務処理については、要綱等に定められた様式を使用し適切に運用するとともに、要綱等に沿った適正な事務処理に努められたい。

【措置】

（1）自動車保管場所使用承諾の証明手数料について

指定管理の業務委託発注時点での自動車保管場所使用承諾証明書の発行の手順は、指定管理者が申請を受付け、審査し問題なければ、市が承諾証明書に公印を押印し、指定管理者へ渡し、これを入居者に交付することを予定していたことから、指定管理業務仕様書に「保管場所使用承諾証明書の作成及び発行手数料の収納」と定めていました。

しかし、業務委託開始前に警察署を含めて協議を行った結果、指定管理者が承諾証明書に社印を押印したもので処理できることが確認されたことから、発行の手順は、指定管理者が申請を受付け、審査し問題なければ、指定管理者が承諾証明書に社印を押印し、入居者に交付することと変更いたしました。

この時点で、指定管理者の責任において承諾証明書を発行できるよう、指定管理業務仕様書を変更すべきでしたが、失念しておりましたので、指定管理者業務仕様書の「手数料の収納」の文言について、以下のとおり是正しました。

なお、証明手数料 300 円については、市は、承諾証明書を発行しておらず、大牟田市営住宅条例第 69 条に該当しないことから、手数料を徴収することができないため、また、指定管理者は、証明手数料を「無料」としたため、徴収しておりません。

修正前) 保管場所使用承諾証明書の作成及び発行手数料の収納

修正後) 保管場所使用承諾証明書の作成及び発行手数料の収納

なお、保管場所使用承諾証明書については、指定管理者の責で発行することができる。ただし、その場合は、事前に市と協議すること。

(2) 市営住宅駐車場使用料の事務処理について

自動車車検証の写しを添付する旨を追記する要綱改正を令和 4 年 3 月 31 日に行い、申請書の様式を定め、許可申請と変更届のどちらかを選択できるように是正しました。

許可書等の名称は、公営住宅システムの名称を以下のとおり是正しました。

修正前) 駐車場使用許可書

修正後) 市営住宅駐車場使用許可書

今後は、徴収事務の根拠となる条例等の規定を十分に認識し、適正な事務処理を行います。